



令和 2年 7月 31日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 高田工業所
代 表 者 代表取締役社長 高田 寿一郎
(コード番号 1966)
問合せ先責任者 総務部長 副島 淳一
(TEL 093-632-2631)

優先株主による当社優先株式(D種株式)取得請求権行使ならびに 当社による当社優先株式(E種株式)強制取得に関するお知らせ

当社は、当社が発行する優先株式(D種株式)の保有者であります株式会社福岡銀行より、その保有するD種株式について、本日7月31日付で取得請求権を行使した旨の連絡を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、本D種株式取得請求権の行使を受け、当社は同日付で、当社優先株式(E種株式)を強制取得いたしましたので、併せて下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 優先株主によるD種株式取得請求権行使について

(1) 取得請求権行使日

令和2年7月31日

※当社定款第15条の4第1項の定めに基づく取得請求権の行使であります。

<ご参考>

当社定款第15条の4 (D種株式の取得請求と現金の交付) 第1項の内容

D種株主は、平成21年3月23日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「取得請求可能期間」という。)において、D種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求可能期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対し、1株につき1,000円を交付する。

(2) 対象となる優先株式の種類および数

D種株式 520,000株

(3) 本取得請求権の行使に伴う現金の交付

D種株式1株につき1,000円

総額 520,000,000円

2. 当社によるE種株式強制取得について

(1) 強制取得日

令和2年7月31日

※当社定款第16条の6第1項の定めに基づく強制取得であります。

<ご参考>

当社定款第16条の6（E種株式の強制取得）第1項の内容

当社は、第15条の4に基づき、D種株主からD種株式の取得請求がなされた場合、E種株主またはE種登録株式質権者の意思にかかわらず、取得請求がなされたD種株式の数の4分の1の数のE種株式を取得することができる。この場合、当社は、D種株式の取得請求がなされた事業年度の前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、分配可能額の範囲内において、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、1株につき、取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

(2) 対象となる優先株式の種類および数

E種株式 130,000株

(3) 本強制取得に伴う現金の交付

E種株式1株につき1,000円

総額 130,000,000円

<ご参考> 当社発行済株式の種類および数

	D種株式取得請求権行使前 およびE種株式強制取得前		D種株式取得請求権行使後 およびE種株式強制取得後	
	株数	保有者	株数	保有者
普通株式	7,220,950株	株主各位	7,220,950株	株主各位
B種株式	1,500,000株	(株)福岡銀行	1,500,000株	(株)福岡銀行
	650,000株	当社	650,000株	当社
D種株式	520,000株	(株)福岡銀行	520,000株	当社
E種株式	130,000株	(株)福岡銀行	130,000株	当社

※なお、令和2年7月16日付で取得いたしましたB種株式650,000株ならびに本日付で取得いたしましたD種株式520,000株およびE種株式130,000株につきましては、その全てを早期に消却予定であります。正式に決定次第、改めてお知らせいたします。

以上